

別紙

条例条項	適用箇所	不適合条文
		対応策
第4条(3)イ	脱衣室 (家族風呂)	男子脱衣室及び女子脱衣室の床面積はそれぞれ24.75平方メートル以上、天井の高さは3メートル以上であること。 利用者数は4人以内の家族風呂であるので、申請の面積で衛生上支障ない。 また、天井の高さについては、換気扇の設置で熱気等を室外に放出できるため、衛生上支障ない。
第4条(4)ア	浴室 (家族風呂)	男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。 家族風呂であるので、支障ないと考える。
第4条(4)イ		男子浴室及び女子浴室の床面積は、それぞれ24.75平方メートル以上であること。 家族風呂であるので、支障ないと考える。
第4条(4)ウ		天井は、高さが3.6メートル以上とし、水滴が落下しない構造であること。 換気設備を備えており、水滴は落下せず衛生上支障ない。
第4条(4)キ	浴室 (露天風呂)	床面すべてで150ルクス以上となるよう、採光窓又は照明設備が設けられていること。 露天風呂であり、基準以下の照度は営業終了前の数時間に限られるため、入浴者も少なく衛生上支障はないと考える。
第4条(4)ク	浴室 (家族風呂)	洗い場には、給湯栓及び給水栓が十分な間隔をおいて5組以上設けられていること。 定員4名以内の家族風呂であるため、2つの混合栓で対応可能である。
第4条(4)サ	浴室 (風呂A)	浴槽は、上縁が洗い場の床面から30センチメートル以上の高さを有すること。 洗い場から2メートル以上はなれており且、勾配を設けているため浴槽に温水が流入する恐れはないので衛生上支障ない。